

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年8月11日提出
【計算期間】	第9期（自 平成25年11月16日 至 平成26年5月15日）
【ファンド名】	東京海上日動 償還時元本確保型ファンド 2009-10
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ニコラ・ソヴァーチュ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	横田 陽子
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【電話番号】	03-3593-5928
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンド（愛称：グッド・チョイス 2009-10）は、主として日経平均株価の水準によりクーポンレートが決定される性格を持つ債券に投資することにより、信託財産の確保と成長及び一定条件のもとでの収益分配を目指した運用を行います。

##### <当ファンドの特徴>

「グッド・チョイス 2009-10」は、満期償還時の元本の確保と成長及び一定条件のもとでの収益分配を目指す元本確保型ファンドです。

1. 満期償還価額は、日経平均株価の水準によらず、少なくとも投資元本×約102%（税引前）（約10,200円（1万口当たり/税引前））です。

約102%（税引前）は、投資元本に対する満期償還価額（税引前）の比率です。

2. 前記1.に加え、一定条件を満たせば、さらに1回当たり分配金<sup>1</sup>約0.7～1.0%（税引前）<sup>2</sup>を獲得できるチャンスが満期までに10回（半年毎×5年）あります。ただし、一定条件を満たさない場合には、分配金のお支払いはありません。

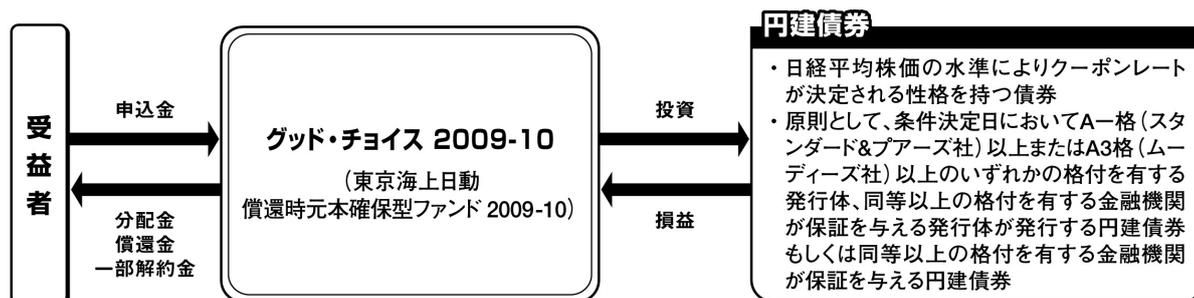
- 1 一定条件を満たした場合の満期償還時の分配金相当額を含みます。
- 2 平成21年5月7日現在の試算です。約0.7～1.0%（税引前）は、1回当たりの分配金額（税引前）及び分配金相当額（税引前）の投資元本に対する比率です。当該水準は、当ファンドの設定時に決定し、全信託期間に適用されます。分配金額及び分配金相当額は、募集期間中の市場環境等により変動しますので、上記範囲内に収まらない可能性があります。

\* 一定条件を満たした場合1回当たりの分配金の投資元本に対する比率は、0.71%（1万口当たり71円/税引前）に決定しました。

お申込みにあたっては、お申込手数料等がかかります。お申込手数料率については、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料」をご参照ください。

\* 元本確保とは、1万口当たり約10,000円を確保することであり、お申込金額からお申込手数料及び消費税等相当額を差引いた元本を確保することを指します。

当ファンドの運用指図の権限はアムンディに委託します。  
信託金の限度額は、100億円です。



#### 〔ファンドの商品分類〕

当ファンドは、単位型投信/国内/株式/特殊型（条件付運用型）に属しています。

商品分類表

単位型/ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
<b>単位型</b>  追加型	<b>国内</b>	<b>株式</b> 債券 不動産投信	インデックス型
	海外  内外	その他資産 ( ) 資産複合 ( )	<b>特殊型</b>

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回  <b>年2回</b>	グローバル  <b>日本</b>	ブル・ヘア型  <b>条件付運用型</b>
<b>債券</b> 一般 公債 社債	年4回  年6回 (隔月)	北米  欧州  アジア	ロング・ショート型 /絶対収益追求型
<b>その他債券</b> クレジット属性 ( ) 不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合 ( )	年12回 (毎月)  日々  その他 ( )	オセアニア  中南米  アフリカ  中近東(中東)  エマージング	その他 ( )

(注) 当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

#### 商品分類の定義

##### ・単位型/追加型

「単位型投信」・・・当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。

##### ・投資対象地域

「国内」・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### ・投資対象資産（収益の源泉）

「株式」・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### ・補足分類

「特殊型」・・・目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

#### 属性区分の定義

##### ・投資対象資産

「債券（その他債券）」・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

##### ・決算頻度

「年2回」・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

##### ・投資対象地域

「日本」・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### ・特殊型

「条件付運用型」・・・目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信

託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。

当ファンドは、主として日経平均株価の水準によってクーポンレートが決定される債券に投資するため、「属性区分における投資対象資産」は「債券（その他債券）」となり、「商品分類における投資対象資産（収益の源泉）」である「株式」とは分類が異なります。

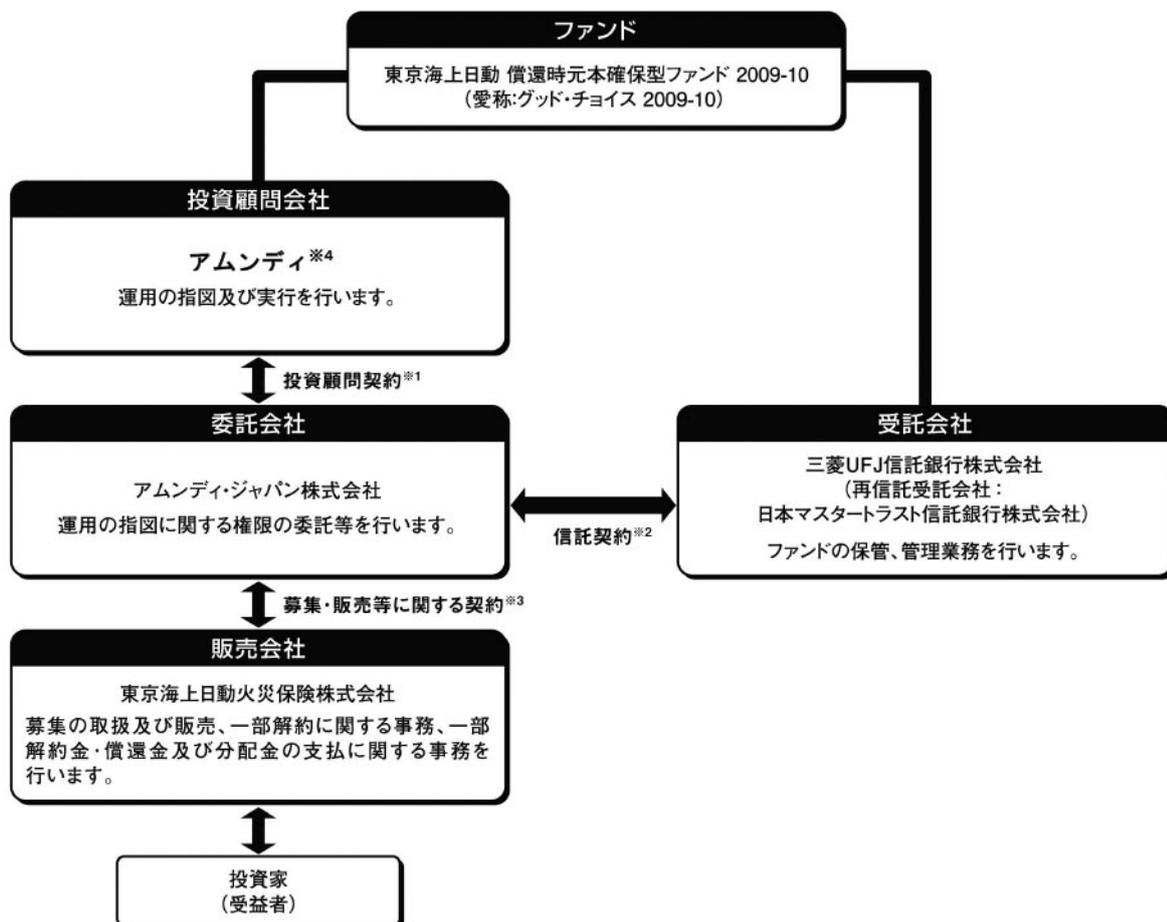
\*上記は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。商品分類・属性区分の全体的な定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

## （２）【ファンドの沿革】

平成21年10月14日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

## （３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



### 1 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、委託会社が投資顧問会社へ運用指図権限を委託するにあたり、委託する業務の内容等を規定しています。

### 2 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

### 3 募集・販売等に関する契約

委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱、収益分配金及び償還金の支払、解約の取扱等を規定しています。

- 4 平成25年6月30日付で投資顧問会社がアムンディ インベストメント・ソリューションズからアムンディに変更になりました。ファンドの運用の指図に係る権限の委託先に於ける事業再編に伴うものでファンドの運用方針・体制等には変更はありません。

#### 委託会社の概況

名称等	アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長(金商)第350号)			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	昭和46年11月22日	山一投資コンサルティング株式会社設立		
	昭和55年 1月 4日	山一投資コンサルティング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更		
	平成10年 1月28日	ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社(現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社)が主要株主となる		
	平成10年 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成10年11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得		
	平成16年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテ ジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成19年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う		
	平成22年 7月 1日	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更		
大株主の状況	名称	住所	所有株式数	比率
	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	2,400,000株	100%

(本書作成日現在)

#### 《アムンディ 概要》

アムンディは、運用資産規模で7,771億ユーロ(約113兆円、1ユーロ=145.05円で換算。2013年12月末現在)を超え、欧州第1位、世界ではトップ・テン に入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30カ国以上の主要な投資地域の中心に拠点をもち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

アムンディは、世界中の1億人以上の個人投資家のお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注いでいます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供しています。

インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査(2013年6月版(数値は2012年12月末現在))

#### 《アムンディ・ジャパン株式会社 概要》

クレディ・アグリコル グループとソシエテ ジェネラル グループの資産運用会社を統合し、パリにて設立されたアムンディの日本法人です。両グループのノウハウを結集し、多彩かつ洗練された運用プロダクトの提供、機動的な運用、顧客との信頼関係の構築をコンセプトとして投資家ニーズに応じた商品提供を行っています。

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

当ファンドは、主として日経平均株価の水準によりクーポンレートが決定される性格を持つ債券に投資することにより、信託財産の確保と成長及び一定条件のもとでの収益分配を目指した運用を行います。

日経平均株価とは日本の株式市場を代表する株価指数の一つで、東京証券取引所第一部上場銘柄で市場を代表する225銘柄を対象に算出します。

日経平均株価に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。日本経済新聞社は本商品の運用成果等を保証するものではなく、一切の責任を負いません。

国内外の高格付の公社債、特に円建債券を主要投資対象とします。

当ファンドは、日経平均株価の水準によってクーポンレートが決定される性格を持つ円建債券を主要投資対象とします。また、当該円建債券の満期償還価格には上限があり、原則として予め定められた満期償還価格にて満期償還します。原則として、当ファンドの満期償還価額は少なくとも約10,200円（1万口当たり/税引前）です（詳細は後述 参照）。

- 1) 主要投資対象とする円建債券は、原則として条件決定日においてA - 格（スタンダード&プアーズ社）以上またはA3格（ムーディーズ社）以上のいずれかの格付を有する発行体、同等以上の格付を有する金融機関が保証を与える発行体が発行する円建債券もしくは同等以上の格付を有する金融機関が保証を与える円建債券とします。

「条件決定日」とは、当該日時点における投資環境のもと、当ファンドの分配金の水準等の試算を行い、当ファンドの基本的な特徴を決定する日です。「条件決定日」は、当ファンド設定前の複数日となる場合があります。

- \* ファンド設定前に組入予定債券の発行体または保証を与える金融機関の格付変更がなされた場合でも、商品性の維持に問題が生じる恐れがあると委託会社が判断した場合を除き、投資対象債券の発行体の変更は行いません。

- 2) 当該円建債券は、信託期間内に償還する利付債券で、日経平均株価の水準によりクーポンレートが決定される性格を有しています。

当該円建債券の利息は主に収益分配金の支払に充当されます。

- 3) 当ファンドは当該円建債券を高位に組入れますが、一部コール・ローンなどの短期金融資産を組入れる場合もあります。

- 4) 当ファンドが投資する円建債券は単一銘柄となることがあります。

- 5) 信託期間中、当該円建債券の入替は原則として行わず、債券が満期償還されるまで保有することを基本とします。

- 6) 投資した円建債券の発行体、もしくは保証を与える金融機関の信用状況が著しく劣化した場合や倒産等の場合には、委託会社の判断で、当該円建債券を途中売却することがあります。また、投資した円建債券は信託期間中における法令あるいは税制の変更等により早期償還となる場合があります。これらの場合においては、当該円建債券の売却価格（時価）または早期償還価格は大幅に下落し、当ファンドに大きな損失が発生する可能性があります。

著しく劣化した場合とは、当該円建債券の発行体、もしくは保証を与える金融機関の債務不履行リスクや倒産の可能性が高まったと判断される場合などが想定されます。

- 7) 原則として、当ファンドの満期償還価額は少なくとも約10,200円（1万口当たり/税引前）ですが、上記6)の場合には、後記に定める満期償還価額の計算方法は適用されません。また当ファンドの分配金は当該円建債券の利息により支払われる為、上記6)の場合には、後記に定める分配金が支払われない場合があります。

8) 上記6) の場合には当ファンドを早期償還する場合があります、当ファンドが目標とする分配金額や満期償還価額を達成できません。

当ファンドの満期償還価額は、後記の通りとなります。

1) 原則として、当ファンドの満期償還価額は少なくとも約10,200円(1万口当たり/税引前)です。

2) 分配金判定期間<sup>1</sup>のうち平成26年4月16日(水)から平成26年10月15日(水)までの期間における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価<sup>2</sup>と比較して一度も一定水準(「分配基準レベル」)以上下落することがなかった場合は、原則として満期償還価額は約10,200円(1万口当たり/税引前)プラス分配金相当額<sup>3</sup>約70~100円(1万口当たり/税引前)<sup>4</sup>となります。

1 毎年4月15日及び10月15日を分配金判定期間最終日(休日の場合は翌営業日)とし、当該最終日の翌営業日以降(第1回目はスタート日経平均株価参照期間最終日の翌営業日以降)、次回分配金判定期間最終日までの毎営業日を「分配金判定期間」とします。分配金判定期間は、平成21年10月22日(木)から平成26年10月15日(水)までとし、信託期間中に分配金判定期間は10期間あります。ただし、当該期間中に金融商品取引所における取引停止または取引制限等、やむを得ない事情<sup>\*</sup>があるときは、当該日は除外される場合があります。

2 「スタート日経平均株価」とは、ファンド設定日後の予め定められた一定期間の東京証券取引所における日経平均株価終値の平均値です。スタート日経平均株価は、参照期間中の東京証券取引所における日経平均株価終値の平均値の小数点第5位を四捨五入して、小数点第4位まで算出します。ただし、当該期間中に金融商品取引所における取引停止または取引制限等、やむを得ない事情<sup>\*</sup>があるときは、当該日が変更される場合があります。

\* 日経平均株価を構成する株式の20%以上の銘柄の取引停止または取引制限等、または日経平均株価に関する先物取引の取引停止または取引制限等を指します。

3 当分配金相当額は、信託期間中に支払われる分配金とは異なり、満期償還時に償還価額の一部として支払われるものです。

4 平成21年5月7日現在の試算です。分配金相当額は、募集期間中の市場環境等により変動しますので、約70~100円の間には収まらない可能性があります。

分配金額は、毎決算時に、原則として各分配金判定期間中における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一度も分配基準レベル以上下落することがなかった場合は、直後の決算日に1回につき約70~100円(1万口当たり/税引前)を目指します。ただし、各分配金判定期間中における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一度でも分配基準レベル以上下落した場合は、直後の決算日において分配を行いません。

平成21年5月7日現在の試算です。分配金額は、募集期間中の市場環境等により変動しますので、約70~100円の間には収まらない可能性があります。

資金動向、市況動向、日経平均株価の改廃、運用に関連する法令・税制・会計基準の改正・変更及びその他の特殊な状況等によっては、前記のような運用が行われない場合や当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引を行うことができます。

当ファンドの運用指図の権限は、アムンディに委託します。

## ファンドの仕組 《ファンド用語》

スタート日経平均株価	設定時の基準となる日経平均株価。 平成21年10月15日(木)、16日(金)、19日(月)、20日(火)、21日(水)の5営業日間の東京証券取引所における日経平均株価終値の平均値。 小数点第5位を四捨五入して、小数点第4位まで算出します。 *当ファンドのスタート日経平均株価は、10,280.5900円に決定しました。
分配金判定期間	毎年4月15日及び10月15日を分配金判定期間最終日（休日の場合は翌営業日）とし、当該最終日の翌営業日以降（第1回目はスタート日経平均株価参照期間最終日の翌営業日以降）、次回分配金判定期間最終日までの毎営業日。 分配金判定期間は、平成21年10月22日(木)から平成26年10月15日(水)までとし、信託期間中に分配金判定期間は10期間あります。
分配基準レベル	各分配金判定期間中における日々の日経平均株価終値が、一度も当該レベル（スタート日経平均株価のマイナス20%）以上下落しなかったか、一度でも当該レベル以上下落したかに応じて、直後の決算日における分配金の有無が決定します。 下記数式で算出された数値（四捨五入せずに適用します）と当該レベル（マイナス20%）を比較します。 $\text{計算式} : \left[ \frac{\text{分配金判定期間中における日々の日経平均株価終値} - \text{スタート日経平均株価}}{\text{スタート日経平均株価}} \right] \times 100(\%)$
元本確保	1万口当たり約10,000円を確保することであり、お申込金額からお申込手数料及び消費税等相当額を差引いた元本を確保することを指します。

当該期間中に金融商品取引所における取引停止または取引制限等、やむを得ない事情<sup>+</sup>があるときは、当該日は変更される場合があります。

当該期間中に金融商品取引所における取引停止または取引制限等、やむを得ない事情<sup>+</sup>があるときは、当該日は除外される場合があります。

\* 日経平均株価を構成する株式の20%以上の銘柄の取引停止または取引制限等、または日経平均株価に関する先物取引の取引停止または取引制限等を指します。

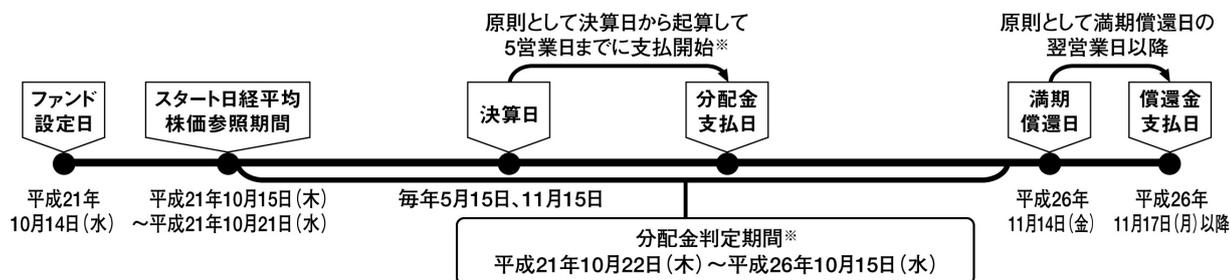
#### 《分配金判定期間、分配基準レベル及び決算日》

分配金判定期間 (原則、各分配金判定期間最終日の翌営業日以降、 次回分配金判定期間最終日までの毎営業日)	分配基準レベル (各分配金判定期間中における 日々の日経平均株価終値が、 スタート日経平均株価と比較して)	決算日
平成21年10月22日(木) ~ 平成22年 4月15日(木)	一度も - 20%以上下落しなかった場合 約70~100円 <sup>1</sup>	平成22年 5月17日(月)
平成22年 4月16日(金) ~ 平成22年10月15日(金)		平成22年11月15日(月)
平成22年10月18日(月) ~ 平成23年 4月15日(金)		平成23年 5月16日(月)
平成23年 4月18日(月) ~ 平成23年10月17日(月)		平成23年11月15日(火)
平成23年10月18日(火) ~ 平成24年 4月16日(月)		平成24年 5月15日(火)
平成24年 4月17日(火) ~ 平成24年10月15日(月)		平成24年11月15日(木)
平成24年10月16日(火) ~ 平成25年 4月15日(月)		平成25年 5月15日(水)
平成25年 4月16日(火) ~ 平成25年10月15日(火)		平成25年11月15日(金)
平成25年10月16日(水) ~ 平成26年 4月15日(火)		平成26年 5月15日(木)
平成26年 4月16日(水) ~ 平成26年10月15日(水) <sup>2</sup>		一度でも - 20%以上下落した場合 0円 <sup>1</sup>

1 1万口当たり/税引前。分配金は決算日から起算して原則として5営業日までにお支払いを開始します。

2 当該期間中における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一度もマイナス20%以上下落しなかった場合は、分配金相当額が支払われます。当分配金相当額は、信託期間中に支払われる分配金とは異なり、満期償還日（平成26年11月14日(金)）に償還価額の一部として支払われるものです。

#### 《当ファンドのスケジュール》



毎年4月15日及び10月15日を分配金判定期間最終日（休日の場合は翌営業日）とし、当該最終日の翌営業日以降（第1回目はスタート日経平均株価参照期間最終日の翌営業日以降）、次回分配金判定期間最終日までの毎営業日を分配金判定期間とします。信託期間中に分配金判定期間は10期間あります。各分配金判定期間中における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一度でも分配基準レベル以上下落した場合は、直後の決算日において分配金の支払いはありません。

- \* 当ファンドの決算日が休日の場合は翌営業日となります。
- \* 当ファンドのスタート日経平均株価は、10,280.5900円に決定しました。

### 《満期償還価額について》

満期償還価額は、日経平均株価の水準によらず、**少なくとも約10,200円（投資元本×約102%）**<sup>1</sup>です。

- ・ 分配金判定期間のうち平成26年4月16日（水）から平成26年10月15日（水）までの期間における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して**一度もマイナス20%（＝分配基準レベル）以上下落しなかった**場合<sup>2</sup>は、原則として満期償還価額は**約10,200円**プラス分配金相当額**約70～100円（約10,270～10,300円）**<sup>3</sup>となります。

- 1 1万口当たり/税引前。約102%（税引前）は、投資元本に対する満期償還価額（税引前）の比率です。
- 2 マイナス20%ちょうど下落した場合は含まれません。
- 3 平成21年5月7日現在の試算です。分配金相当額は、募集期間中の市場環境等により変動しますので、上記範囲内に収まらない可能性があります。

当ファンドの満期償還価額は、小数点第3位を四捨五入して、小数点第2位まで算出します。満期償還金は、原則として満期償還日（平成26年11月14日(金)）の翌営業日からお支払いします。

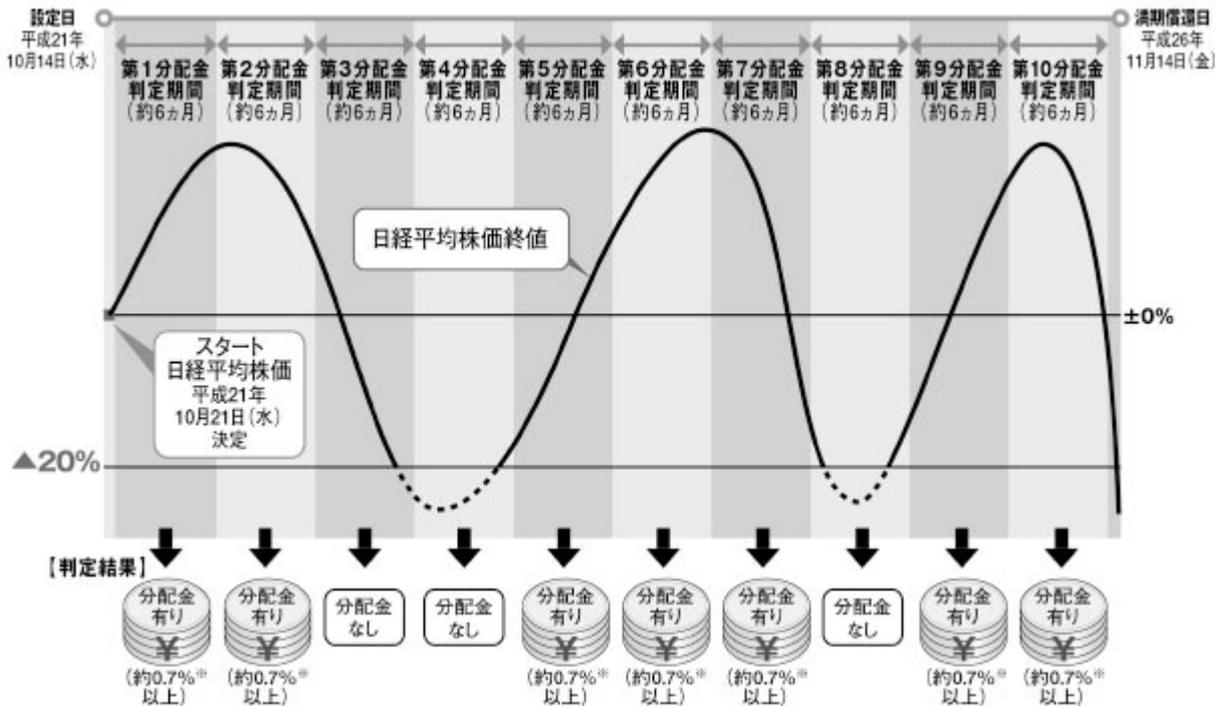
### 《分配金について》

原則として、毎年2回、一定条件を満たした場合は分配金をお支払いします。約6ヵ月毎に分配金の支払い可否を判定します。

- ・ 各分配金判定期間中における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して**一度もマイナス20%（＝分配基準レベル）以上下落しなかった**場合<sup>1</sup>は、直後の決算日に1回につき**約70～100円（約0.7～1.0%）**<sup>2</sup>の分配金をお支払いします。
  - 1 マイナス20%ちょうど下落した場合は含まれません。
  - 2 1万口当たり/税引前。平成21年5月7日現在の試算です。約0.7～1.0%（税引前）は、1回当たりの分配金額（税引前）の投資元本に対する比率です。分配金額は、募集期間中の市場環境等により変動しますので、上記範囲内に収まらない可能性があります。
- ・ 各分配金判定期間中における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して**一度でもマイナス20%（＝分配基準レベル）以上下落した**場合は、直後の決算日において**分配金のお支払いはありません**。  
マイナス20%ちょうど下落した場合を含みます。

- ・ 分配金は、毎年5月15日及び11月15日の決算日（休日の場合は翌営業日）から起算して、原則として5営業日までにお支払いを開始します。
- ・ お申込みにあたっては、お申込手数料がかかります。お申込手数料率については、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料」をご参照ください。
- ・ 分配金支払い可否判定のイメージは下図の通りです。

### 【イメージ図】



税引前。約0.7%（税引前）は、1回当たりの分配金額（税引前）及び分配金相当額（税引前）の投資元本に対する比率です。

- \* 毎年4月15日及び10月15日を分配金判定期間最終日（休日の場合は翌営業日）とし、当該最終日の翌営業日以降（第1回目はスタート日経平均株価参照期間最終日の翌営業日以降）、次回分配金判定期間最終日までの毎営業日を分配金判定期間とします。分配金判定期間は、平成21年10月22日(木)から平成26年10月15日(水)までとし、信託期間中に分配金判定期間は10期間あります。
- \* 一定条件を満たした場合にお支払いする満期償還時の分配金相当額約0.7%以上（約70～100円）は、償還価額の一部としてお支払いします。
- \* 前記のイメージ図は、日経平均株価終値とスタート日経平均株価、分配基準レベル（マイナス20%）及び分配金等の関係を理解して頂くために記載したもので、実際の日経平均株価終値及び分配金等を表すものではありません。
- \* 前記は、実際の運用成果を事前に保証するものではありません。
- \* 当ファンドが投資した債券の発行体、もしくは保証を与える金融機関の信用状況の変化等によっては、分配金の一部または全額をお支払いできない場合もあります。
- \* 当ファンドでは、分配金の再投資は行いません。
- \* 前記数値は、組入予定債券をファンド資産として100%組入れた場合に想定されるものです。
- \* ファンドの第1回目分配金は平成22年4月15日に71円（1万口当たり/税引前）に決定しました。
- \* ファンドの第2回目分配金は平成22年10月15日に71円（1万口当たり/税引前）に決定しました。
- \* ファンドの第3回目分配金は平成23年4月15日に71円（1万口当たり/税引前）に決定しました。
- \* ファンドの第4回目分配金は平成23年10月17日に71円（1万口当たり/税引前）に決定しました。
- \* ファンドの第5回目分配金は平成23年11月24日に0円（1万口当たり/税引前）に決定しました。
- \* ファンドの第6回目分配金は平成24年10月15日に71円（1万口当たり/税引前）に決定しました。
- \* ファンドの第7回目分配金は平成25年4月15日に71円（1万口当たり/税引前）に決定しました。
- \* ファンドの第8回目分配金は平成25年10月15日に71円（1万口当たり/税引前）に決定しました。
- \* ファンドの第9回目分配金は平成26年4月15日に71円（1万口当たり/税引前）に決定しました。

### 《日経平均株価の推移》

(1986年1月末～2009年4月末)



- \* 前記のグラフはブルームバーグ等のデータに基づいてアムンディ・ジャパン株式会社が作成したものです。
- \* 前記のグラフは過去のデータに基づき作成したものであり、将来を予測・保証するものではありません。

《ご参考：スタート日経平均株価とそのスタート日経平均株価から20%下落した日経平均株価の水準》

スタート日経平均株価の例	12,000円	11,000円	10,000円	9,000円	8,000円
20%下落した日経平均株価の水準	9,600円	8,800円	8,000円	7,200円	6,400円

- \* 前記のスタート日経平均株価は説明のための例であり、実際のスタート日経平均株価とは異なります。
- \* 実際のスタート日経平均株価は、平成21年10月15日(木)、16日(金)、19日(月)、20日(火)、21日(水)の5営業日間の東京証券取引所における日経平均株価終値の平均値となります。
- \* 当ファンドのスタート日経平均株価は、10,280.5900円に決定しました。

### 《主要投資対象とする円建債券の概要》

当ファンドが主要投資対象とする円建債券の概要は、後記の通りです。

#### 発行体情報

発行体	<p>当ファンドが主要投資対象とする円建債券の発行体は、<b>バークレイズ・バンク・ピーエルシー</b>です。バークレイズ・バンク・ピーエルシーの格付は、A格(スタンダード&amp;プアーズ社)、A2格(ムーディーズ社)(2014年7月25日現在)です。</p> <p><b>バークレイズ・バンク・ピーエルシー(Barclays Bank PLC) :</b>  バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、300年以上の歴史を有する世界有数の英国の金融グループであるバークレイズ・グループの中核銀行です。バークレイズ・グループの歴史は、1690年にロンドンのシティーで二人のゴールドスミス(金匠)銀行家が取引を開始したことに始まります。以降、イギリス国内や欧州、米国の銀行等と合併、買収を行い、国際的な金融機関として発展しました。1986年にイギリスの銀行としては初めて東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に株式上場しました。</p> <p>現在、バークレイズ・グループは、商業銀行業務、クレジットカード業務、投資銀行業務、富裕層向け資産運用業務(ウエルス・マネジメント)などのビジネスを世界50カ国以上の拠点で幅広く展開し、4,800万人以上の顧客を有します。</p> <p>&lt;バークレイズ・グループの主要財務データ&gt;</p> <table border="1" data-bbox="427 840 1377 1176"> <thead> <tr> <th></th> <th>2008年12月末</th> <th>2007年12月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総資産</td> <td>約271兆9,788億円</td> <td>約272兆1,550億円<sup>1</sup></td> </tr> <tr> <td>自己資本(Tier1)</td> <td>約4兆9,349億円</td> <td>約5兆9,300億円<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>総収益</td> <td>約3兆937億円</td> <td>約5兆2,091億円</td> </tr> <tr> <td>当期純利益</td> <td>約7,004億円</td> <td>約1兆1,298億円</td> </tr> <tr> <td>ROE<sup>3</sup></td> <td>16.5%</td> <td>20.3%</td> </tr> <tr> <td>自己資本比率(Tier1)</td> <td>8.6%</td> <td>7.6%</td> </tr> <tr> <td>従業員数</td> <td>156,300人</td> <td>134,900人</td> </tr> </tbody> </table> <p><sup>1</sup> 世界第4位(約2兆4,591億米ドル。出所: The Banker, July 2008)  <sup>2</sup> 世界第12位(約549億米ドル。出所: The Banker, July 2008)  <sup>3</sup> ROE(株主資本利益率)は、平均株主持分合計利益率(税引後)を使用。</p> <p>* 換算レート: 1英ポンド = 221.74円(2007年12月末)。  換算レート: 1英ポンド = 132.48円(2008年12月末)。  出所: BARCLAYS PLC Annual Report 2007  BARCLAYS PLC Annual Report 2008  BARCLAYS ホームページ(一部抜粋。2009年5月7日現在)</p>		2008年12月末	2007年12月末	総資産	約271兆9,788億円	約272兆1,550億円 <sup>1</sup>	自己資本(Tier1)	約4兆9,349億円	約5兆9,300億円 <sup>2</sup>	総収益	約3兆937億円	約5兆2,091億円	当期純利益	約7,004億円	約1兆1,298億円	ROE <sup>3</sup>	16.5%	20.3%	自己資本比率(Tier1)	8.6%	7.6%	従業員数	156,300人	134,900人
	2008年12月末	2007年12月末																							
総資産	約271兆9,788億円	約272兆1,550億円 <sup>1</sup>																							
自己資本(Tier1)	約4兆9,349億円	約5兆9,300億円 <sup>2</sup>																							
総収益	約3兆937億円	約5兆2,091億円																							
当期純利益	約7,004億円	約1兆1,298億円																							
ROE <sup>3</sup>	16.5%	20.3%																							
自己資本比率(Tier1)	8.6%	7.6%																							
従業員数	156,300人	134,900人																							
債券の種類	円建債券/利付債 (ユーロ市場で発行される円建債券。為替変動リスクは有しません)																								
償還期限	約5年																								
1券面あたりの額面	100,000円																								

## &lt;ご参考：格付の定義&gt;

スタンダード&プアーズ社（長期発行体格付）	
<b>AAA</b>	債務を履行する能力はきわめて高い。スタンダード&プアーズの最上位の発行体格付。
<b>AA</b>	債務を履行する能力は非常に高く、最上位の格付（「AAA」）との差は小さい。
<b>A</b>	債務を履行する能力は高いが、上位2つの格付に比べ、事業環境や経済状況の悪化からやや影響を受けやすい。

「AA」から「CCC」までの格付にはプラス記号またはマイナス記号が付されることがあり、各カテゴリーの中での相対的な強さを表す。

ムーディーズ社（長期債務格付）	
<b>Aaa</b>	信用力が最も高く、信用リスクが最小限であると判断される債務に対する格付。
<b>Aa</b>	信用力が高く、信用リスクが極めて低いと判断される債務に対する格付。
<b>A</b>	中級の上位で、信用リスクが低いと判断される債務に対する格付。

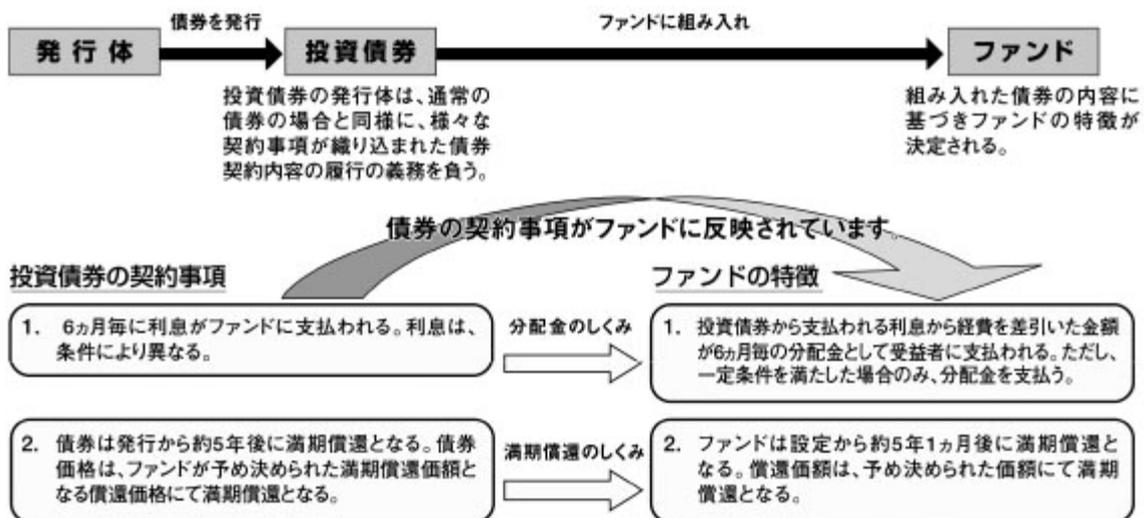
数字付加記号「1」は、債務が文字格付のカテゴリーで上位に位置することを示し、「2」は中位、「3」は下位にあることを示す。

スタンダード&プアーズ社	ムーディーズ社
AAA	Aaa
AA	Aa
A	A
BBB	Baa
BB	Ba
B	B
CCC	C
CC	

(出所)2009年4月末付スタンダード&プアーズ社、ムーディーズ社のホームページの情報に基づいてアムンディ・ジャパン株式会社が作成

## 円建債券の特色

日経平均株価の水準によりクーポンレートが決定される性質を有しています。円建債券の満期償還時の水準が予め決められた数値になるよう当該円建債券は設計されています。



## 円建債券の選定方法

運用の委託先であるアムンディは、下記のプロセスに従って円建債券を選定します。

## &lt;円建債券の選定プロセス&gt;

## &lt;ステップ1&gt; 格付基準

原則として、A-格（スタンダード&プアーズ社）以上またはA3格（ムーディーズ社）以上のいずれかの格付を有する発行体、同等以上の格付を有する金融機関が保証を与える発行体が発行する円建債券もしくは同等以上の格付を有する金融機関が保証を与える円建債券とします。

## &lt;ステップ2&gt; 独自の信用力調査・分析

ステップ1の格付基準に加え、主に以下の観点から発行体の信用力について独自に調査・分析を行います。

- ・ 事業面（事業戦略、事業戦略等の遂行能力、競争力、業界動向、株主構成など）
- ・ 財務面（収益性、収益動向、財務体質（資産の質、負債の水準、資金調達能力・・・）など）

## &lt;ステップ3&gt; 円建債券の選定

原則として、複数社（通常3～5社程度）を招いた入札により、グループ会社を優先することなく、信用力及び価格の両面からファンドにとって最も有利な条件であると判断した円建債券を選定します。

本書作成日現在のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

## (2) 【投資対象】

## 投資対象資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ)
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条及び第21条に定めるものに限ります)
  - ハ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます)

- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産  
為替手形

#### 有価証券の指図範囲

委託会社(委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、運用の指図に関する項目について同じ)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます)に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます)の新株引受権証券を除きます)
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます)
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます)
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます)
- 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ)及び新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)から11)の証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます)
- 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます)
- 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます)
- 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります)
- 17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります)
- 20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます)
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で21)の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券及び12)ならびに17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券及び14)の証券（ただし、投資法人債券を除きます）を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

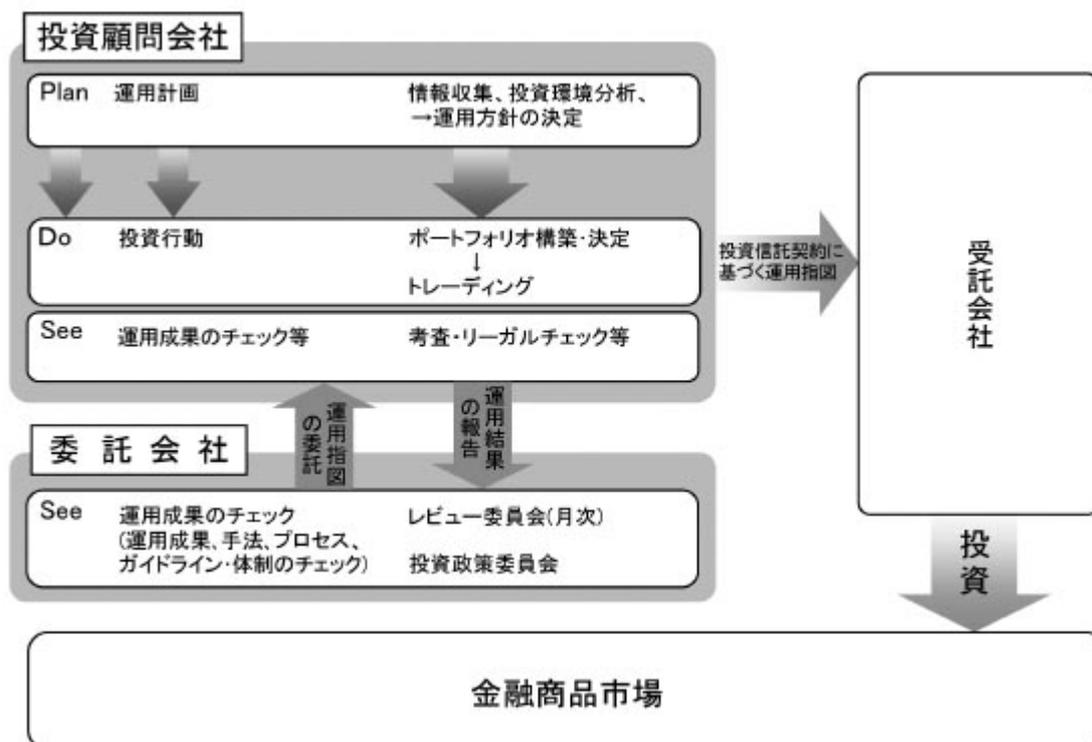
#### 金融商品による運用の特例

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 の1)から6)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### (3) 【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行う体制となります。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



委託会社の運用成果のチェック・・レビュー委員会（7名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・ 服務規程
- ・ リスク管理基本規程
- ・ デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・ 運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### （４）【分配方針】

##### 収益分配方針

当ファンドは、原則として、一定条件を満たした場合、毎決算時に次の方針により分配を行います。

##### 1) 分配対象収益の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の元本超過額または配当等収益のいずれか多い額とします。

##### 2) 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定しますが、原則として各分配金判定期間中における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一度も分配基準レベル以上下落することがなかった場合は、直後の決算日に1回につき約70～100円（1万口当たり/税引前）を目指します。ただし、各分配金判定期間中における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一度も分配基準レベル以上下落した場合は、直後の決算日において分配を行いません。また、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

##### 3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

##### 収益の分配

1) 収益分配可能額は、毎計算期間の末日において、信託事務等の諸費用及び信託報酬（共に消費税等相当額含む）控除後、収益分配前の信託財産の純資産総額に応じ、次に掲げる額とします。

( ) 当該純資産総額が、当該元本額以上の場合には、当該元本超過額または配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ）から、信託事務等の諸費用及び信託報酬（共に消費税等相当額含む）ならびに計算期間中の一部解約額にかかる配当等収益に相当する額を控除した額のいずれか多い額。

( ) 当該純資産総額が、当該元本額に満たない場合には、信託財産に属する配当等収益から信託事務等の諸費用及び信託報酬（共に消費税等相当額含む）ならびに計算期間中の一部解約額にかかる配当等収益に相当する額を控除した額。

( ) 委託会社は前記( )、( )の収益分配方式に従い収益分配を行います。原則として各分配金判定期間中における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一度も分配基準レベル以上下落することがなかった場合は、直後の決算日に1回につき約70～100円（1万口当たり/税引前）の分配を目指します。ただし、各分配金判定期間中における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一度も分配基準レベル以上下落した場合は、直後の決算日において分配を行いません。

2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

##### 収益分配金の支払

1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます）

に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします(決算日から起算して、原則として5営業日までにお支払いを開始します)。

- 2) 前記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者が、収益分配金について前記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### (5)【投資制限】

当ファンドの信託約款で定める投資制限

##### 1) 外貨建資産への投資制限

委託会社は、外貨建資産への投資は行いません。

##### 2) 株式への投資制限

株式(新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます)への投資は、信託財産の純資産総額の80%以下とします。

##### 3) 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

##### 4) 同一銘柄の株式等への投資制限

(a) 同一銘柄の株式への投資は取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(b) 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

##### 5) 同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資は、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

##### 6) 先物取引等の運用指図

(a) 委託会社は、わが国の取引所等における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます)及び有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます)ならびに外国の取引所等(外国における店頭市場を含みます)におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

(b) 委託会社は、わが国の取引所等における金利にかかる先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

##### 7) スワップ取引の運用指図

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます)を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

##### 8) 金利先渡取引の運用指図

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- (b) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし、
- (d) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとし、
- (e) 金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 9) 有価証券の貸付けの指図及び範囲
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の . . . の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
- ・ 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとし、
- ・ 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとし、
- (b) 有価証券の貸付けが前記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとし、
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとし、
- 10) 公社債の空売りの指図及び範囲
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとし、
- (b) 前記売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とし、
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとし、
- 11) 公社債の借入れの指図及び範囲
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとし、
- (b) 公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とし、
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとし、
- (d) 公社債の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- 12) 資金の借入れの制限

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間若しくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- (c) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

### 13) 受託会社による資金の立替え

- (a) 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (b) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (c) 立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

法令により禁止または制限される取引等

#### 1) 同一法人の発行する株式の投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなる場合において、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することはできません。

#### 2) デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

## 3【投資リスク】

- (1) 当ファンドは、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。従って、当ファンドは、投資元本が保証されているものではありません。下記の各リスクにより組入有価証券の価格が値下りすることにより、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、当ファンドは、預金保険の対象及び保険契約者保護機構の補償対象契約ではなく、信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属することとなります。なお、当ファンドは、全信託期間(満期償還まで)にわたってご投資頂くことを前提として設計しておりますので、信託期間中の途中解約による売買差益の追求等には適しておりません。

以下は、当ファンドに関して考えられ得る主な投資リスク及び留意点です。

### 投資リスク

#### 価格変動リスク

- ・当ファンドが主要投資対象とする円建債券には、日経平均株価の下落及び金利の上昇、当該債券の発行体等の財務状況の悪化等により価格が値下りするリスクがあります。当該債券の価格が値下りした場合、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- ・当ファンドは、満期償還時に少なくとも約10,200円(1万口当たり/税引前)で償還する仕組みとなっております。しかし、その他の信託期間中においては、当該満期償還価額が適用されるものではなく、基準価額は投資元本(1万口当たり10,000円)を下回っている場合があります。

#### 信用リスク

- ・当ファンドが主要投資対象とする円建債券には、その発行体や保証を与える金融機関の倒産や財務状況の悪化等によって、当該債券の償還金を支払うことができなくなる(債務不履行=デフォルト)リスクがあります。
- ・債務不履行に陥ったとき、またはそうなる可能性が高まったときには、信用リスクが上昇します。このような場合、当該債券の価格は値下りし、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。この場合には委託会社の判断で、当該債券を途中売却することがあります。その結果、当ファンドに大きな売却損が発生することがあり、日経平均株価の水準にかかわらず、当ファンドが目標とする分配金額や満期償還価額を達成できない場合があります。
- ・当ファンドの目標とする分配金額及び満期償還価額は、平成21年5月7日時点において目標としている運用成果であり、投資した円建債券の発行体や保証を与える金融機関の債務不履行等によっては、目標とする分配金額や満期償還価額を達成できない場合があります(将来の運用成果等をお約束するものではありません)。

#### 流動性リスク

当ファンドが主要投資対象とする円建債券の途中売却の際には市場外取引など店頭取引での売却となるため、一度に大量の売却が行われる場合には、期待される価格で売却できない可能性があり、売却損が発生することがあります。この場合、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

## 留意点

### 途中解約に関する留意点

- ・当ファンドは6ヵ月毎の途中解約及び特別な事由による途中解約(特別解約)の場合を除き、償還日まで解約できません。さらに、金融商品取引所における取引停止または取引制限等、やむを得ない事情等\*があるときは、途中解約請求の受付が中止されることがあります。

\*日経平均株価を構成する株式の20%以上の銘柄の取引停止または取引制限等または日経平均株価に関する先物取引の取引停止または取引制限等、及び主要投資対象とする円建債券の発行体や保証を与える金融機関、あるいは値付業者の破産または債務不履行等の状況となった場合等を指します。

- ・解約価額は、解約申込日から起算して6営業日目の基準価額に信託財産留保額として、1.0%を乗じて得た額を当該基準価額から控除した額となります。
- ・途中解約時には、満期償還時の元本確保機能は適用されません。適用される解約価額は、組入債券の売却価格(時価)を基に算出されます。組入債券の価格は、日経平均株価、金利、当該債券の発行体や保証を与える金融機関の信用状況等により日々変動するため、お客様が既に受取られた分配金を考慮しても投資元本を下回る水準となる可能性が高いのでご注意ください。

### 特定の債券への銘柄集中に関する留意点

- ・当ファンドは、原則として設定時に組入れた円建債券を高位に組入れ、満期償還まで保有することを基本とします。当ファンドが投資する円建債券は数銘柄(単一銘柄となる可能性もあります)であり、多くの銘柄に分散投資された投資信託に比べ、特定の債券が及ぼす基準価額への影響が強くなります。
- ・スタート日経平均株価決定後に円建債券が発行されることから、日経平均株価の動向によっては、当該円建債券の評価額が発行直後に変動し、当ファンドの基準価額に影響を与えることがあります。

### 基準価額及び満期償還価額について

- ・当ファンドは、投資する債券の性質上、株価上昇時の基準価額及び償還価額に上限があり、日経平均株価が大幅な上昇となった場合、株価上昇のメリットを十分に享受できません。
  - ・信託期間中の基準価額は元本確保ではありません。基準価額は設定日に少なくとも信託報酬分下落します。ただし、目標とする満期償還価額については、信託報酬を考慮しております。
  - ・信託期間中の基準価額には、前記以外にも、組入有価証券の売買委託手数料、監査費用の負担及びこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
- < 信託期間中 > 信託期間中の基準価額は、組入債券の部分売却が可能である価格(時価)を基に算出します。日経平均株価が大きく上昇していた場合でも、投資元本(1万口当たり10,000円)を下回る可能性があります。
- < 満期償還時 > 満期償還価額は、1万口当たり約10,270~10,300円(約10,200円+分配金相当額、税引前)を超えて上昇することはありません。

#### 投資方針の変更に関する留意点

信託財産の減少や委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、ファンドが目指す運用が行われないうことがあります。また、委託会社の判断で円建債券を売却し、安定運用に切り替えることにより、ファンドが目標とする商品性とは全く異なる収益・損失になる可能性があります。

#### その他の留意点

- ・当ファンドが主要投資対象とする円建債券は、当該債券の償還までの残存期間中における一部売却に関して、少なくとも当該債券の値付業者が当該債券を買取る形式が取られており、流動性の確保が図られております。ただし、当該債券の発行体や保証を与える金融機関、あるいは値付業者が破産または債務不履行等の状況となった場合、当該債券の残存期間中における一部売却に対し当該債券の値付業者による買取ができなくなることがあります。
- ・委託会社は、信託期間中において、主要投資対象とする円建債券が法令あるいは税制の変更等により早期償還となる場合等真にやむを得ない事情が生じた場合は、当ファンドを早期償還させます。この場合、目標とする分配金額や満期償還価額が支払われず、投資元本を下回って早期償還します。
- ・委託会社の判断で当ファンドを早期償還する場合があります。その際の償還時のファンドの基準価額には、元本確保機能は適用されません。
- ・証券市場及び外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化若しくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることや不測の事態により主要投資対象である円建債券の価格の算出が著しく困難になる場合、あるいは不能となる場合があります。このような事態を受けて当ファンドの運用及び基準価額の算出において当該投資対象債券の価格の合理性に疑問が生じた場合、また当該債券の価格の提供が行われないうような場合には、委託会社の判断において途中解約請求の受付を一時的に中止することがあります。
- ・当ファンドが目標とする分配金額及び満期償還価額は、平成21年5月7日現在の日本及び当ファンドの運用に関連する国の法令、税制(消費税等の料率を含む)及び会計基準等に基づいて試算されているため、将来における当該事項の改正及び変更によっては、目論見書に表示されている通りにはならないことがあります。

## (2) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。
- ・投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の補償対象とはなりません。
- ・登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・投資信託は値動きのある証券に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料等がかかります。また、信託財産の当初設定時元本総額に対して信託報酬がかかります。
- ・投資信託のお取引に関しては、クーリングオフの適用はありません。

### (3) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリング及び管理を行います。

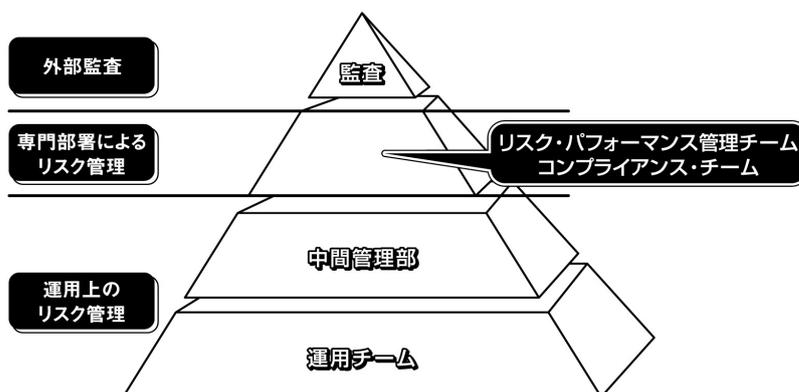
- ・運用パフォーマンスの評価・分析  
リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析及び評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。
- ・運用リスクの管理  
リスクマネジメント部が法令諸規則及び運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証及び管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

#### （ご参考）

##### 《アムンディ(投資顧問会社)のリスク管理体制》

アムンディのリスクモニター及びリスク管理は次の3段階で行っています。



- ・運用上のリスク管理  
運用チームは、中間管理部・業務部とともに、多数のツールを活用し、市場データやポートフォリオ分析、実際のポートフォリオのポジション流動性、パフォーマンスのモニタリング、リスク試算等を行います。モニタリングだけでなく、ポートフォリオ対規約規制、顧客の指定規約や社内規程の遵守状況の確認、対参照インデックスのモニター、発行体と結ぶ特異なスワップ評価のコントロールを行います。
- ・専門部署によるリスク管理  
リスク・パフォーマンス管理チームは、社内規制のモニタリングとして、市場リスク、発行体信用リスク及び運用監査の3項目のチェックを行います。特に、発行体信用リスク管理チームは、債券発行体の発行金額や償還等の制限を定義する重要な役割を果たします。ファンド・マネージャーとは別のレポートラインを持ち、投資決定での独立性が確保されます。また、コンプライアンス・チームは社内外の法令遵守等についてのチェックを行います。
- ・外部監査等  
クレディ・アグリコル エス・エー（アムンディの母体）及びアムンディの独立した監査チームが、適切な業務遂行とリスク管理システムの適切性の調査を随時行います。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

申込手数料は、1.575% (税抜1.5%) を上限に販売会社が定めるものとします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。また、委託会社のインターネットホームページ (<http://www.amundi.co.jp>) でも販売会社のお申込手数料等がご覧いただけます。

##### (2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はかかりません。

ただし、当該換金時(途中解約時)には、基準価額<sup>1</sup>から1.0%の信託財産留保額<sup>2</sup>が差引かれます。

- 1 途中解約時の基準価額は、解約申込日から起算して6営業日目の基準価額とします。
- 2 途中解約に対応して有価証券等の取引を行う場合には、売買委託手数料等のコストが発生する他、組入有価証券等の市場価格が変動するリスクを信託財産が負うことになります。

信託財産留保額は、こうしたコスト等の負担について、受益者間の公平性に資する目的で導入されています。この信託財産留保額は、当ファンド自体に留保されます。

##### (3)【信託報酬等】

当ファンドから支払われる費用は、後記の通りです。

時期	信託報酬		方法
設定時	信託報酬の総額	信託財産の当初設定時元本総額に対し、2.898% (税抜2.76%) の率を乗じて得た金額	
	信託報酬の配分	委託会社 《委託会社報酬の内 投資顧問会社分 <sup>*</sup> 》	1.1445% (税抜1.09%) 《税抜0.327%以内》
		販売会社	1.7220% (税抜1.64%)
		受託会社	0.0315% (税抜0.03%)
当ファンド設定日の受益権口数に対応する金額を信託財産中から支弁します。			

\* 日本国外においてかかる費用(信託報酬の配分のうち、投資顧問報酬)に関しては、消費税等が課されません。

##### (4)【その他の手数料等】

資金の借入れにかかる借入金の利息

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

信託事務等の諸費用及び監査報酬

1. 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
2. 信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます)は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中より支弁することを原則とします。

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料

信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用につ

いても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

\* その他の手数料等の合計額は運用状況等により変動するものであり事前に料率、上限額等を表示することはできません。

\* 当ファンドの費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、平成26年4月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

##### 個人の受益者に対する課税

○収益分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として、申告分離課税<sup>1</sup>または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税<sup>1</sup>が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

期間	税率
平成26年 1月 1日から 平成49年12月31日まで	20.315% ( 所得税15%、復興特別所得税0.315% <sup>2</sup> 、地方税5% )
平成50年 1月 1日以降	20% ( 所得税15%および地方税5% )

1 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得(収益分配金を含みます)と当該上場株式等の譲渡損失(解約損、償還損を含みます)の損益通算をすることができます(当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします)。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

2 平成49年12月31日までは、復興特別所得税(基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額)が加算されます。

(注) ファンドは、配当控除は適用されません。

##### 法人の受益者に対する課税

収益分配金ならびに換金時および償還時の元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されま(地方税の源泉徴収はありません)。

期間	税率
平成26年 1月 1日から 平成49年12月31日まで	15.315% ( 所得税15%、復興特別所得税0.315% )
平成50年 1月 1日以降	15% ( 所得税15% )

平成49年12月31日までは、復興特別所得税(基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額)が加算されます。

(注) ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

## 5【運用状況】

以下は平成26年6月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

### （1）【投資状況】

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
社債券	イギリス	1,778,330,500	94.49
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		103,548,650	5.50
合計（純資産総額）		1,881,879,150	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

### （2）【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	額面	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	イギリス	社債券	BARCLAYS BANK 日経225 リンク債	1,850,500,000	96.85	1,792,209,250	96.10	1,778,330,500	(注2)	2014/11/05	94.49

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

（注2）利率は、分配金判定期間中における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一度もマイナス20%以上下落しなかった場合には0.78%となります。一度でもマイナス20%以上下落した場合には0.07%となります。

#### 種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
外国	社債券	94.49
合計		94.49

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### （3）【運用実績】

#### 【純資産の推移】

平成26年6月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1期計算期間末（平成22年 5月17日）	1,874,551,540	1,887,952,538	0.9932	1.0003
第2期計算期間末（平成22年11月15日）	1,920,092,960	1,933,493,958	1.0173	1.0244
第3期計算期間末（平成23年 5月16日）	1,923,724,413	1,937,125,411	1.0192	1.0263
第4期計算期間末（平成23年11月15日）	1,852,024,066	1,865,425,064	0.9812	0.9883

第5期計算期間末（平成24年 5月15日）	1,901,650,471	1,901,650,471	1.0094	1.0094
第6期計算期間末（平成24年11月15日）	1,925,047,422	1,938,423,955	1.0218	1.0289
第7期計算期間末（平成25年 5月15日）	1,936,190,666	1,949,567,199	1.0277	1.0348
第8期計算期間末（平成25年11月15日）	1,929,127,352	1,942,500,335	1.0242	1.0313
第9期計算期間末（平成26年 5月15日）	1,881,520,562	1,894,658,656	1.0168	1.0239
平成25年 6月末日	1,937,720,200	-	1.0288	-
7月末日	1,937,313,372	-	1.0286	-
8月末日	1,939,359,052	-	1.0296	-
9月末日	1,941,027,256	-	1.0305	-
10月末日	1,942,318,225	-	1.0312	-
11月末日	1,929,483,481	-	1.0244	-
12月末日	1,894,236,980	-	1.0237	-
平成26年 1月末日	1,893,283,117	-	1.0232	-
2月末日	1,894,551,188	-	1.0238	-
3月末日	1,894,890,854	-	1.0240	-
4月末日	1,894,863,164	-	1.0240	-
5月末日	1,881,706,454	-	1.0169	-
6月末日	1,881,879,150	-	1.0170	-

## 【分配の推移】

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 平成21年10月14日 至 平成22年 5月17日	0.0071
第2期計算期間	自 平成22年 5月18日 至 平成22年11月15日	0.0071
第3期計算期間	自 平成22年11月16日 至 平成23年 5月16日	0.0071
第4期計算期間	自 平成23年 5月17日 至 平成23年11月15日	0.0071
第5期計算期間	自 平成23年11月16日 至 平成24年 5月15日	0.0000
第6期計算期間	自 平成24年 5月16日 至 平成24年11月15日	0.0071
第7期計算期間	自 平成24年11月16日 至 平成25年 5月15日	0.0071
第8期計算期間	自 平成25年 5月16日 至 平成25年11月15日	0.0071

第9期計算期間	自 平成25年11月16日 至 平成26年 5月15日	0.0071
---------	--------------------------------	--------

## 【収益率の推移】

期間	収益率(%)
第1期計算期間 自 平成21年10月14日 至 平成22年 5月17日	0.0
第2期計算期間 自 平成22年 5月18日 至 平成22年11月15日	3.1
第3期計算期間 自 平成22年11月16日 至 平成23年 5月16日	0.9
第4期計算期間 自 平成23年 5月17日 至 平成23年11月15日	3.0
第5期計算期間 自 平成23年11月16日 至 平成24年 5月15日	2.9
第6期計算期間 自 平成24年 5月16日 至 平成24年11月15日	1.9
第7期計算期間 自 平成24年11月16日 至 平成25年 5月15日	1.3
第8期計算期間 自 平成25年 5月16日 至 平成25年11月15日	0.4
第9期計算期間 自 平成25年11月16日 至 平成26年 5月15日	0.0

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

$(\text{当該計算期間末分配付基準価額} - \text{当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額}) \div (\text{当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額}) \times 100$

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

## （４）【設定及び解約の実績】

期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間 自 平成21年10月14日 至 平成22年 5月17日	1,887,464,561		1,887,464,561
第2期計算期間 自 平成22年 5月18日 至 平成22年11月15日			1,887,464,561
第3期計算期間 自 平成22年11月16日 至 平成23年 5月16日			1,887,464,561
第4期計算期間 自 平成23年 5月17日 至 平成23年11月15日			1,887,464,561
第5期計算期間 自 平成23年11月16日 至 平成24年 5月15日		3,445,730	1,884,018,831
第6期計算期間 自 平成24年 5月16日 至 平成24年11月15日			1,884,018,831

第7期計算期間	自 平成24年11月16日 至 平成25年 5月15日			1,884,018,831
第8期計算期間	自 平成25年 5月16日 至 平成25年11月15日		500,000	1,883,518,831
第9期計算期間	自 平成25年11月16日 至 平成26年 5月15日		33,082,944	1,850,435,887

(注1) 全て本邦内におけるものです。

(注2) 設定口数は、当初設定口数です。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

当ファンドは、販売会社によって、募集期間中(平成21年6月17日(水)から平成21年10月9日(金))の各営業日に募集が行われました。

### 2【換金（解約）手続等】

#### 1) 途中解約の受付

途中解約とは信託約款上の一部解約と同意義です。

- (a) 原則として、信託期間中、毎年6月15日及び12月15日（休日の場合は翌営業日）を解約申込日として、その各解約申込日の7営業日前から解約申込日の間に、途中解約の実行の請求を受付けます。ただし、平成21年12月にかかる途中解約の実行の請求は、受付けません。
- (b) 前記(a)の規定にかかわらず、次の特別な事由による場合に限り、毎営業日を解約申込日として、途中解約（特別解約）の実行の請求を受付けます。受益者（受益者死亡の場合はその相続人、また破産の場合はその破産管財人等）は、特別解約の実行を請求することができます。
  - ・ 受益者が死亡したとき
  - ・ 受益者が天災地変その他の不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
  - ・ 受益者が破産手続開始決定を受けたとき
  - ・ 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
  - ・ その他 ．から ．に準ずる事由があるものとして委託会社が認めるとき
- (c) 受益者が途中解約の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。この場合において、受益者が、前記(b)に規定する事由によりその請求をするときは、委託会社及び委託会社の指定する販売会社は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求められるものとします。

#### 2) 途中解約取扱期間と解約価額

- (a) 途中解約の請求の受付は、月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午後3時までとさせていただきます。午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日でのお取扱いとさせていただきます。
- (b) 販売会社は、解約申込日が東京証券取引所の休業日と同一の場合においては、途中解約の実行の請求を受付けないものとします。
- (c) 解約価額は、解約申込日から起算して6営業日目の基準価額から当該基準価額に1.0%の率を乗じて得た信託財産留保額を差引いた額とします。
- (d) 解約代金は、解約申込日から起算して原則として10営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。
- (e) 解約価額は、組入債券の部分売却が可能である価格（時価）を基に算出しますので、満期償還価額の計算方法は適用されません。
- (f) 当ファンドは6ヵ月毎の途中解約及び特別な事由による途中解約(特別解約)が可能ですが、解約価額はお客様が既に受取られた分配金を考慮しても投資元本を下回る水準となる可能性が高いのでご注意ください。

#### 3) 解約単位

全部解約（各受益者に帰属する全受益権のご解約）のみのお取扱いとなります。

詳細は、お申込みの販売会社にご確認ください。

#### 4) 解約価額の照会方法

解約価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問い合わせることにより知ることができます。なお、解約価額は1万口単位で表示されます。  
当ファンドの解約価額について委託会社の照会先は次の通りです。

**アムンディ・ジャパン株式会社**  
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)  
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで  
ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

### 5) 途中解約の請求の受付を中止する特別な場合

- (a) 金融商品取引所における取引停止または取引制限等、やむを得ない事情等<sup>\*</sup>があるときは、委託会社の判断で途中解約の実行の請求の受付を中止すること、及び既に受付けた途中解約の実行の請求の受付を取消することができます。

<sup>\*</sup>日経平均株価を構成する株式の20%以上の銘柄の取引停止または取引制限等、または日経平均株価に関する先物取引の取引停止または取引制限等、及び主要投資対象とする円建債券の発行体や保証を与える金融機関、あるいは値付業者の破産または債務不履行等の状況となった場合等を指します。

- (b) 途中解約の実行の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中解約の実行の請求を受けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に1.0%の率を乗じて得た信託財産留保額を差引いた額とします。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該途中解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

## 3 【資産管理等の概要】

### (1) 【資産の評価】

#### 1) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び信託約款に規定する借入有価証券を除きます)を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます)を、計算日における受益権口数で除して得た金額をいいます。基準価額は、組入有価証券などの値動きにより、日々変動します。

#### 2) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問い合わせることにより知ることができます。なお、基準価額は1万口単位で表示されます。  
当ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

**アムンディ・ジャパン株式会社**  
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)  
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで  
ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

### (2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は平成21年10月14日から平成26年11月14日までとします。ただし、後記「(5) その他 1) 信託の終了」に該当する場合、信託期間は前記満了日より前に終了することがあります。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、委託会社は受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

- 1) この信託の計算期間は、毎年11月16日から翌年5月15日まで及び5月16日から11月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成22年5月17日までとします。
- 2) 各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

1) 信託の終了

(a) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます(以下「早期償還」といいます)。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ・ 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- ・ 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合
- ・ やむを得ない事情が発生したとき
- ・ 信託期間中において、主要投資対象である円建債券の発行体等の信用状況の著しい悪化もしくは債務不履行等があり当該債券を全て売却し、当ファンドの運用の基本方針に沿った運用ができなくなる様な場合または当該債券が法令あるいは税制の変更等により早期償還となる場合等真にやむを得ない事情が生じた場合は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社は、前記に従い早期償還させる場合、以下の手続により行います。

委託会社は、前記 から の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前記 の書面決議において、受益者(委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下 において同じ)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記 の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

前記 から までの規定は、以下に掲げる場合には適用しません。

1. 前記 .の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合
2. 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 から までの規定による信託契約の解除の手続きを行うことが困難な場合
3. 委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合

(b) 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- (c) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「2) 信託約款の変更等」の(b)の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
- (d) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合及び解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

## 2) 信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。信託約款は、「2) 信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- (b) 委託会社は、前記(a)の事項(前記(a)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (c) 前記(b)の書面決議において、受益者(委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下(c)において同じ)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 前記(b)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 前記(b)から(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 前記(a)から(f)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- (h) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記(a)から(g)までの規定に従います。

## 3) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または前記「2) 信託約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手續に関する事項は、前記「1) 信託の終了」の(a)のまたは前記「2) 信託約款の変更等」の(b)に規定する書面に付記します。

## 4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

## 5) 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間の末日及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

#### 6) 関係法人との契約の更改等に関する手続

販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することができます。投資顧問会社との「投資顧問契約」にかかる契約の有効期間は、契約締結の日から、信託期間満了日または前記1)の信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても必要があるときは、契約の一部を変更することができます。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### 収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます)に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします(原則として決算日(休日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します)。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

### 償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(休日の場合は当該償還日の翌営業日)の翌営業日)から受益者にお支払いします。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### 途中解約(換金)請求権

- 1) 受益者は販売会社が定める単位で途中解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。
- 2) 解約代金は、解約申込日から起算して、原則として10営業日目から受益者にお支払いします。

### 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧及び謄写の請求をすることができます。

### 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間(平成25年11月16日から平成26年5月15日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

東京海上日動 償還時元本確保型ファンド 2009-10

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第8期計算期間末 (平成25年11月15日)	第9期計算期間末 (平成26年 5月15日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	116,902,283	116,790,229
社債券	1,825,692,900	1,777,960,400
未収利息	96	63
流動資産合計	1,942,595,279	1,894,750,692
資産合計	1,942,595,279	1,894,750,692
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	13,372,983	13,138,094
その他未払費用	94,944	92,036
流動負債合計	13,467,927	13,230,130
負債合計	13,467,927	13,230,130
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,883,518,831	1,850,435,887
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	45,608,521	31,084,675
元本等合計	1,929,127,352	1,881,520,562
純資産合計	1,929,127,352	1,881,520,562
負債純資産合計	1,942,595,279	1,894,750,692

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第8期計算期間		第9期計算期間	
	自	平成25年 5月16日	自	平成25年11月16日
	至	平成25年11月15日	至	平成26年 5月15日
<b>営業収益</b>				
受取利息		14,711,616		14,448,092
有価証券売買等損益		7,724,810		15,194,260
営業収益合計		6,986,806		746,168
<b>営業費用</b>				
その他費用		168,287		196,273
営業費用合計		168,287		196,273
営業利益又は営業損失( )		6,818,519		942,441
経常利益又は経常損失( )		6,818,519		942,441
当期純利益又は当期純損失( )		6,818,519		942,441
期首剰余金又は期首欠損金( )		52,171,835		45,608,521
剰余金減少額又は欠損金増加額		8,850		443,311
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		8,850		443,311
分配金		13,372,983		13,138,094
期末剰余金又は期末欠損金( )		45,608,521		31,084,675

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額で評価しております。
-----------------	--

## (貸借対照表に関する注記)

項目	第8期計算期間末 (平成25年11月15日)	第9期計算期間末 (平成26年5月15日)
1. 設定年月日	平成21年10月14日	平成21年10月14日
設定元本額	1,887,464,561円	1,887,464,561円
期首元本額	1,884,018,831円	1,883,518,831円
元本残存率	99.7%	98.0%
2. 計算期間末日における受益権の総数	1,883,518,831口	1,850,435,887口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期計算期間 自 平成25年5月16日 至 平成25年11月15日	第9期計算期間 自 平成25年11月16日 至 平成26年5月15日
分配金の計算過程 計算期間末における純資産額の元本超過額58,981,504円が、費用等控除後の配当等収益額14,543,329円を超過しているため、純資産額の元本超過額58,981,504円（1万口当たり313円）を分配対象収益として、うち13,372,983円（1万口当たり71円）を分配金額としております。	分配金の計算過程 計算期間末における純資産額の元本超過額44,222,769円が、費用等控除後の配当等収益額14,251,819円を超過しているため、純資産額の元本超過額44,222,769円（1万口当たり238円）を分配対象収益として、うち13,138,094円（1万口当たり71円）を分配金額としております。

## (金融商品に関する注記)

## .金融商品の状況に関する事項

項目	第8期計算期間 自 平成25年5月16日 至 平成25年11月15日	第9期計算期間 自 平成25年11月16日 至 平成26年5月15日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、社債券であります。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。貸借対照表計上額の社債券の全額は、同一銘柄に投資されており、信用リスクが集中しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額の妥当性を確認するために、当ファンドの主要投資対象である社債券について独自評価を行っております。また、当該社債の発行体の信用格付、社債券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行い、定期的にリスク委員会に報告しております。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第8期計算期間末 (平成25年11月15日)	第9期計算期間末 (平成26年 5月15日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 (注) 時価の算定方法 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。なお、社債券の評価に用いる合理的に算定された価格は、モンテカルロ・シミュレーション手法により計算して最適値を求めたものです。主な価格決定変数は、原資産価格、原資産のボラティリティ及び社債利回りです。</p> <p>(3) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	第8期計算期間末 （平成25年11月15日）	第9期計算期間末 （平成26年 5月15日）
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
社債券	7,724,810	15,174,100
合計	7,724,810	15,174,100

## （デリバティブ取引等に関する注記）

第8期計算期間末（平成25年11月15日）

該当事項はありません。

第9期計算期間末（平成26年5月15日）

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

第8期計算期間（自 平成25年5月16日 至 平成25年11月15日）

該当事項はありません。

第9期計算期間（自 平成25年11月16日 至 平成26年5月15日）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報に関する注記）

	第8期計算期間末 （平成25年11月15日）	第9期計算期間末 （平成26年 5月15日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0242円 （10,242円）	1.0168円 （10,168円）

## （4）【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## 株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	額面	評価額	備考
社債券	日本円	BARCLAYS BANK 日経225 リンク債	1,850,500,000	1,777,960,400	
		小計	1,850,500,000	1,777,960,400	
		銘柄数	1		
		組入時価比率	94.5%	100.0%	

社債券 合計	1,777,960,400	
合計	1,777,960,400	

(注) 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

平成26年6月末日現在

資産総額	1,881,879,150円
負債総額	円
純資産総額( - )	1,881,879,150円
発行済口数	1,850,435,887口
1口当たり純資産額( / )	1.0170円
(1万口当たり純資産額)	(10,170円)

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換等

ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者名簿

作成いたしません。

### (3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

### (4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

### (6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます）に支払います。

### (7) 質権口記載又は記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

本書提出日現在	資本金	12億円
	発行株式総数	9,000,000株
	発行済株式総数	2,400,000株

直近5年間における主な資本金の額の増減はありません。

##### (2) 委託会社の機構

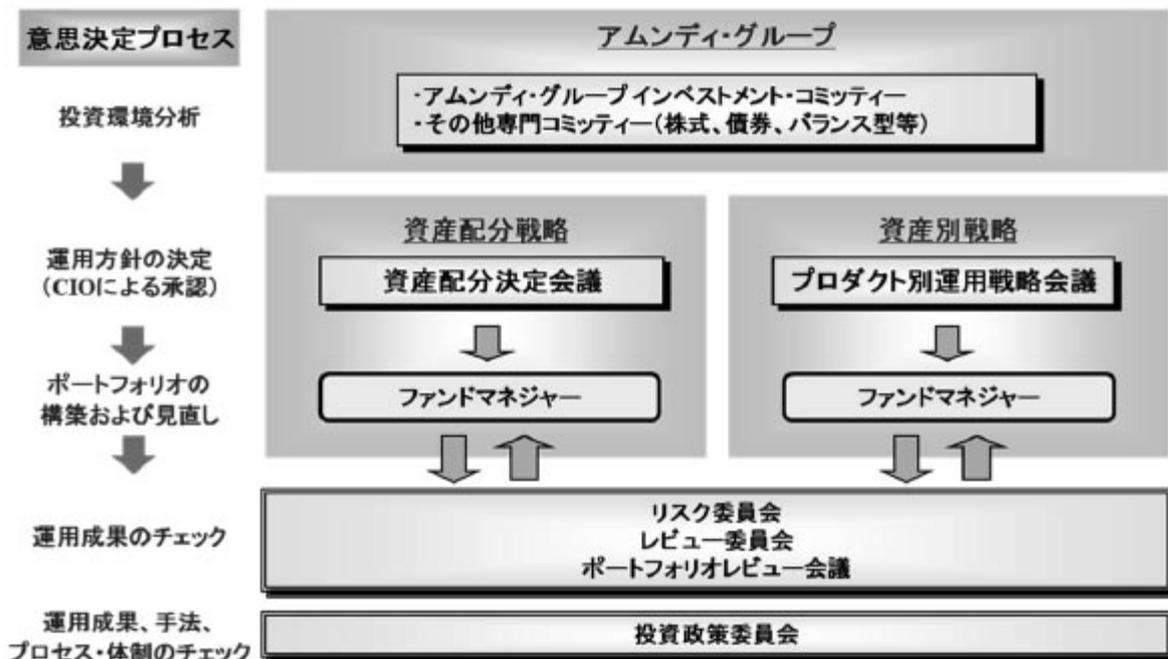
###### 委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

###### 投資運用の意思決定機構



- ・アムンディ・グループで開催される投資に関する様々なコミッティーで、株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるリスク委員会で、パフォーマンス分析および運用ガイドラインのモニタリング結果等について報告を行います。
- ・レビュー委員会（月次開催）では、プロダクトごとのより詳細な運用状況を報告し、改善施策の検討や運用方針の確認を行います。

- ・さらにリスクマネジメント部と運用部の間においては、ポートフォリオレビュー会議を開催し、運用ガイドライン項目の確認、日々のモニタリング結果、ポートフォリオ分析およびパフォーマンス結果等をフィードバックします。
- ・必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的を開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

### 事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部及び投資助言・代理業務を行っています。

### 営業の概況

平成26年6月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	22	60,428
追加型株式投資信託	176	2,242,784
追加型公社債投資信託	1	18,418
合計	199	2,321,630

### 3【委託会社等の経理状況】

(1) 委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、第33期事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2) 財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期事業年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	第32期 (平成25年3月31日)		第33期 (平成26年3月31日)	
<b>資産の部</b>				
流動資産				
現金・預金		2,153,697		2,252,064
有価証券		1,175,027		1,549,835
前払費用		179,108		123,202
未収還付法人税等		6,458		-
未収入金		6,527		4,703
未収委託者報酬	*1	1,127,856	*1	1,618,084
未収運用受託報酬	*1	718,958	*1	989,117
未収投資助言報酬		15,982		2,637
未収収益	*1	143,682	*1	106,913
繰延税金資産		98,508		98,508
先物取引		-		6,840
委託証拠金		-		119,915
立替金		20,820	*1	77,293
その他		125		103
流動資産合計		5,646,747		6,949,214
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	119,322	*2	109,143
器具備品(純額)	*2	108,135	*2	91,300
有形固定資産合計		227,457		200,443
無形固定資産				
ソフトウェア		11,850		8,767
電話加入権		934		934
無形固定資産合計		12,784		9,702
投資その他の資産				
投資有価証券		2,278,289		2,508,026
関係会社株式		86,168		84,560
長期未収入金		5,000		4,000
長期差入保証金		180,700		182,049
ゴルフ会員権		60		60
貸倒引当金		5,000		4,000
投資その他の資産合計		2,545,216		2,774,695
固定資産合計		2,785,457		2,984,840
資産合計		8,432,205		9,934,054

(単位:千円)

	第32期 (平成25年3月31日)		第33期 (平成26年3月31日)	
<b>負債の部</b>				
流動負債				
リース債務		819		1,160
預り金		319,438		307,458
未払金		700,436		1,149,002
未払償還金		4,966		4,009
未払手数料		573,177		919,265
その他未払金	*1	122,293	*1	225,728
未払費用		188,325		287,973
未払法人税等		14,323		52,415
関係会社未払金		-		38,011
未払消費税等		31,723		79,590

前受収益	217,643	102,062
賞与引当金	97,354	100,892
役員賞与引当金	15,992	19,100
流動負債合計	1,586,053	2,137,664
固定負債		
リース債務	-	4,555
繰延税金負債	16,243	8,586
退職給付引当金	58,759	59,347
賞与引当金	5,667	13,075
役員賞与引当金	9,721	16,133
資産除去債務	50,917	51,930
固定負債合計	141,307	153,627
負債合計	1,727,359	2,291,290
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	1,342,567	1,342,567
資本剰余金合計	2,418,835	2,418,835
利益剰余金		
利益準備金	110,093	110,093
その他利益剰余金	2,963,877	3,903,806
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	1,363,877	2,303,806
利益剰余金合計	3,073,969	4,013,898
株主資本合計	6,692,804	7,632,734
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	12,041	7,190
繰延ヘッジ損益	-	17,220
評価・換算差額等合計	12,041	10,030
純資産合計	6,704,845	7,642,764
負債純資産合計	8,432,205	9,934,054

## (2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	第32期 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)	第33期 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	6,769,804	9,687,424
運用受託報酬	1,917,494	2,740,189
投資助言報酬	39,575	20,054
その他営業収益	468,026	313,117
営業収益合計	9,194,899	12,760,783
営業費用		
支払手数料	3,547,890	5,760,431
広告宣伝費	67,487	125,877
調査費	1,158,768	1,328,275
調査費	568,720	658,084
委託調査費	590,048	670,191
委託計算費	19,254	18,193
営業雑経費	229,276	182,722
通信費	49,209	36,084
印刷費	163,516	129,844
協会費	16,552	16,793

営業費用合計	5,022,676	7,415,498
一般管理費		
給料	2,585,017	2,660,475
役員報酬	118,614	95,853
給料・手当	2,149,555	2,184,875
賞与	276,105	352,428
役員賞与	40,743	27,319
交際費	11,803	14,824
旅費交通費	46,930	69,548
租税公課	39,746	42,426
不動産賃借料	173,282	165,153
賞与引当金繰入	93,485	108,300
役員賞与引当金繰入	17,640	27,200
退職給付費用	222,723	328,220
固定資産減価償却費	45,404	38,212
福利厚生費	421,902	350,779
諸経費	184,638	199,639
一般管理費合計	3,842,570	4,004,775
営業利益	329,653	1,340,510
営業外収益		
有価証券利息	-	10,106
受取利息	14	11
為替差益	21,424	26,677
雑収入	12,664	17,631
営業外収益合計	34,102	54,425
営業外費用		
有価証券利息	14,065	-
有価証券売却損	-	666
関係会社株式評価損	-	1,607
支払利息	-	39
雑損失	231	3,467
営業外費用合計	14,296	5,780
経常利益	349,460	1,389,155
特別損失		
固定資産除却損	*1 6,432	*1 684
特別損失合計	6,432	684
税引前当期純利益	343,028	1,388,471
法人税、住民税及び事業税	3,800	80,085
法人税等調整額	67,152	6,543
法人税等合計	70,952	73,541
当期純利益	272,076	1,314,929

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第32期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		別途 積立金	繰越 利益 剰余金		
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,342,567	2,418,835	110,093	1,600,000	1,391,801	3,101,893	6,720,728
当期変動額									

剰余金の配当							300,000	300,000	300,000
当期純利益							272,076	272,076	272,076
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							27,924	27,924	27,924
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,342,567	2,418,835	110,093	1,600,000	1,363,877	3,073,969	6,692,804

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算差額等 合計	
当期首残高	8,441	-	8,441	6,712,288
当期変動額				
剰余金の配当				300,000
当期純利益				272,076
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	20,481	-	20,481	20,481
当期変動額合計	20,481	-	20,481	7,443
当期末残高	12,041	-	12,041	6,704,845

第33期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金		利益剰余 金合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		別途 積立金	繰越 利益 剰余金		
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,342,567	2,418,835	110,093	1,600,000	1,363,877	3,073,969	6,692,804
当期変動額									
剰余金の配当							375,000	375,000	375,000
当期純利益							1,314,929	1,314,929	1,314,929
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							939,929	939,929	939,929
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,342,567	2,418,835	110,093	1,600,000	2,303,806	4,013,898	7,632,734

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算差額等 合計	
当期首残高	12,041	-	12,041	6,704,845
当期変動額				
剰余金の配当				375,000
当期純利益				1,314,929
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	19,231	17,220	2,011	2,011
当期変動額合計	19,231	17,220	2,011	937,918
当期末残高	7,190	17,220	10,030	7,642,764

### 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用しております。</p> <p>子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・株価指数先物取引 ヘッジ対象・・・投資有価証券</p> <p>(3) ヘッジ方針 価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 原則として毎日ヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。</p>
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

	<p>定額法により償却しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 15年～18年</p> <p>器具備品 4年～15年</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>定額法により償却しております。</p> <p>自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異(7,388千円)については、15年による均等額を費用処理しております。</p> <p>(3) 賞与引当金</p> <p>従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。</p> <p>(4) 役員賞与引当金</p> <p>役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。</p>
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等</p> <p>消費税等の会計処理は税抜方式によっております。</p>

表示方法の変更

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を当事業年度より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、(退職給付関係)の注記の表示方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従っており、(退職給付関係)の注記の組替えは行っていません。

## 注記事項

### (貸借対照表関係)

第32期 (平成25年3月31日現在)	第33期 (平成26年3月31日現在)
*1 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。
未収委託者報酬 7 千円	前払費用 45,975 千円
未収運用受託報酬 61,411 千円	未収委託者報酬 2,792 千円
未収収益 29,393 千円	未収運用受託報酬 52,089 千円
その他未払金 46,863 千円	未収収益 53,872 千円
	立替金 3,130 千円
	その他未払金 88,949 千円
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
建物 61,093 千円	建物 70,959 千円
器具備品 140,127 千円	器具備品 157,358 千円

### (損益計算書関係)

第32期 (自 平成24年 4 月 1日 至 平成25年 3 月31日)	第33期 (自 平成25年 4 月 1日 至 平成26年 3 月31日)
*1 特別損失に含まれる固定資産除却損  固定資産除却損は、本社オフィスの18階借室部分の返還に伴い不要となった固定資産の除却であります。	*1 特別損失に含まれる固定資産除却損  固定資産除却損は、本社オフィスで使用していた固定資産の除却であります。

### (株主資本等変動計算書関係)

第32期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400
2. 配当に関する事項				

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通 株式	300,000	125円	平成24年3月31日	平成24年7月1日

配当原資については、利益剰余金としております。

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月20日 定時株主総会	普通 株式	375,000	156円25銭	平成25年3月31日	平成25年6月20日

配当原資については、利益剰余金としております。

## 第33期

(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月20日 定時株主総会	普通 株式	375,000	156円25銭	平成25年3月31日	平成25年6月20日

配当原資については、利益剰余金としております。

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月18日 定時株主総会	普通 株式	350,000	145円83銭	平成26年3月31日	平成26年6月18日

配当原資については、利益剰余金としております。

## (リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

## (1) リース資産の内容

有形固定資産

器具備品

(2) リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

デリバティブ取引は株価指数先物取引を行っております。当社ではこれをヘッジ手段として、ヘッジ対象である投資有価証券に関わる価格変動リスクをヘッジしており、繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、毎日ポジション並びに評価額及び評価損益の管理を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

第32期（平成25年3月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,153,697	2,153,697	-
(2) 未収委託者報酬	1,127,856	1,127,856	-
(3) 未収運用受託報酬	718,958	718,958	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	744,922	753,515	8,593
その他有価証券	2,708,394	2,708,394	-
資産計	7,453,827	7,462,420	8,593
(1) 未払手数料	573,177	573,177	-

負債計	573,177	573,177	-
-----	---------	---------	---

第33期（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,252,064	2,252,064	-
(2) 未収委託者報酬	1,618,084	1,618,084	-
(3) 未収運用受託報酬	989,117	989,117	-
(4) 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	1,362,405	1,369,960	7,555
その他有価証券	2,695,456	2,695,456	-
資産計	8,917,127	8,924,682	7,555
(1) 未払手数料	919,265	919,265	-
負債計	919,265	919,265	-
デリバティブ取引(*1)	6,840	6,840	-

(\*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項(デリバティブ取引関係)をご参照下さい。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム(デラウェア)の株式です。

（単位：千円）

区分	第32期(平成25年3月31日)	第33期(平成26年3月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	86,168	84,560

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第32期（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,153,697	-	-	-
未収委託者報酬	1,127,856	-	-	-
未収運用受託報酬	718,958	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				

満期保有目的の債券	-	-	700,000	-
その他の有価証券のうち満期のあるもの	370,000	1,450,000	-	-
合計	4,370,511	1,450,000	700,000	-

第33期(平成26年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,252,064	-	-	-
未収委託者報酬	1,618,084	-	-	-
未収運用受託報酬	989,117	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	-	350,000	950,000	-
その他の有価証券のうち満期のあるもの	370,000	1,080,000	-	-
合計	5,229,266	1,430,000	950,000	-

(有価証券関係)

第32期 (自平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)				
1. 満期保有目的の債券				
	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	744,922	753,515	8,593	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	-	-	-	
合計	744,922	753,515	8,593	
2. 子会社株式				
子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。				
3. その他有価証券				
	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	1,875,271	1,891,513	16,242
	(3)その他(注)	7,900	10,562	2,662
	小計	1,883,171	1,902,075	18,904
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他(注)	806,518	806,323	196
	小計	806,518	806,323	196
合計		2,689,686	2,708,394	18,708
(注) 投資信託受益証券であります				
4. 当事業年度中に売却したその他有価証券				

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	200,000	-	-

第33期 (自平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)				
1. 満期保有目的の債券				
	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	1,362,405	1,369,960	7,555	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	-	-	-	
合計	1,362,405	1,369,960	7,555	
2. 子会社株式				
子会社株式(貸借対照表計上額84,560千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。				
3. その他有価証券				
	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	1,484,616	1,495,362	10,746
	(3)その他(注)	13,179	16,960	3,782
	小計	1,497,795	1,512,322	14,528
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他(注)	1,208,832	1,183,133	25,699
	小計	1,208,832	1,183,133	25,699
合計		2,706,627	2,695,456	11,171
(注) 投資信託受益証券であります				
4. 当事業年度中に売却したその他有価証券				
	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)	
投資信託	11,675	647	1,313	

(デリバティブ取引関係)

第32期 (自平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
該当事項はありません。	

第33期

(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	株価指数先物取引 売建	その他有価証券	367,740	-	6,840
	東証株価指数先物				
合計			367,740	-	6,840

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づいております。

(退職給付関係)

第32期

(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

(1) 退職給付債務(千円)	354,831
(2) 年金資産(千円)	295,087
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	59,744
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	985
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	58,759
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	58,759

3. 退職給付費用の内訳

退職給付費用(千円)	222,723
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	46,260
(2) 勤務費用(千円)	168,695
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	493
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	7,275

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成10年6月16日))に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

(自平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度(積立型制度であります。また、複数事業主制度であります。年金資産の額は合理的に算定しています。)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	58,759 千円
退職給付費用	283,177 千円
退職給付の支払額	135,515 千円
制度への拠出額	147,073 千円
退職給付引当金の期末残高	59,347 千円

## (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	475,108 千円
年金資産	419,618 千円
会計基準変更時差異の未処理額	493 千円
	54,997 千円
非積立型制度の退職給付債務	4,350 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	59,347 千円
退職給付に係る負債	59,347 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	59,347 千円

## (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	283,177 千円
----------------	------------

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、45,043千円でありました。

## (税効果会計関係)

第32期 (平成25年3月31日現在)	第33期 (平成26年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
前受収益否認額 80,176	前受収益否認額 36,375
繰越欠損金 966,686	繰越欠損金 524,140
未払費用否認額 32,126	未払費用否認額 57,896
賞与引当金等損金算入限度超過額 37,004	賞与引当金等損金算入限度超過額 35,958
退職給付引当金損金算入限度超過額 44,832	退職給付引当金損金算入限度超過額 21,151
減価償却資産 7,449	減価償却資産 6,885
資産除去債務 16,852	資産除去債務 18,508
その他 9,753	その他有価証券評価差額金 3,981
繰延税金資産小計 1,194,878	その他 10,325

評価性引当額	1,092,719	繰延税金資産小計	715,220
繰延税金負債との相殺	3,651	評価性引当額	602,231
繰延税金資産合計	98,508	繰延税金負債との相殺	14,481
		繰延税金資産合計	98,508
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務会計基準適用に伴う有形固定	13,226	資産除去債務会計基準適用に伴う有形固定	13,532
資産計上額		資産計上額	
其他有価証券評価差額金	6,668	繰延ヘッジ損益	9,536
繰延税金負債小計	19,894	繰延税金負債小計	23,067
繰延税金資産との相殺	3,651	繰延税金資産との相殺	14,481
繰延税金負債合計	16,243	繰延税金負債合計	8,586
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
当事業年度は税引前当期純利益となっておりますが、税務上の課税所得が発生していないため記載を省略しております。		法定実効税率	35.6%
		(調整)	
		住民税均等割等	0.3%
		連結納税制度適用による影響	2.7%
		評価性引当額の減少	35.3%
		其他	2.0%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.3%
		3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	
		「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。この税率変更による繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)及び法人税等調整額への影響は軽微です。	

## (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## (1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

## (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り(2.0%)を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

## (3) 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第32期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	第33期 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
期首残高	62,213千円	50,917千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円	-千円
時の経過による調整額	1,133千円	1,013千円
資産除去債務の履行による減少額	12,429千円	-千円
期末残高	50,917千円	51,930千円

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)及び第33期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

(関連情報)

第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
アムンディ・リソナ米国ハイ・イールド債券ファンド (ブラジルリアルコース)	949,852	投資運用業及び投資助言・代理業並びにこれらの附帯業務

第33期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
アムンディ・リソナ米国ハイ・イールド債券ファンド (ブラジルリアルコース)	1,662,404	投資運用業及び投資助言・代理業並びにこれらの附帯業務

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

第32期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)及び第33期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

第32期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)及び第33期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

第32期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)及び第33期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第32期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

#### 1. 関連当事者との取引

##### (1) 当社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ・エス・アー	フランス パリ市	584,711 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有) 間接 100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬 *1	98,859	未収運用受託報酬	61,411
								委託者報酬 *1	7,816	未収委託者報酬	7
								投資助言報酬 *1	14,132	未収投資助言報酬	-
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	196,929	未収収益	29,393
							委託調査費等の支払 *2	181,969	未払金	46,863	

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1 各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

\*2 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

##### (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				

兄弟会社	アムンディ・インベストメント・ソリューションズ	フランス パリ市	78,077 (千ユーロ)	投資顧問業	-	なし	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払 *1	180,803	前払費用	92,906
										未払金	4,801

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

## 第33期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ・エス・アー	フランス パリ市	596,262 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有) 間接 100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬 *1	147,721	未収運用受託報酬	52,089
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	115,395	未収収益	53,872
								委託調査費等の支払 *2	329,842	未払金	88,949

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1 各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

\*2 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

## (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルク	ルクセンブルグ	87,315 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	656,193	未収運用受託報酬	281,980
								委託者報酬 *1	33,723	未収委託者報酬	6,600
								投資助言報酬 *1	9,007	未収投資助言報酬	2,564

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1 各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

## 親会社情報

アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社(非上場)  
アムンディ エス・アー(非上場)  
アムンディ・グループ エス・アー(非上場)  
クレディ・アグリコル エス・アー(ユーロネクスト パリに上場)

## (一株当たり情報)

第32期 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)		第33期 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	
1株当たり純資産額	2,793.69円	1株当たり純資産額	3,184.48円
1株当たり当期純利益金額	113.36円	1株当たり当期純利益金額	547.89円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当期純利益	272,076千円
普通株式に係る当期純利益	272,076千円
期中平均株式数	2,400千株

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当期純利益	1,314,929千円
普通株式に係る当期純利益	1,314,929千円
期中平均株式数	2,400千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
本書提出前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

- ・名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ・資本金の額 324,279百万円（平成26年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

- ・名称 東京海上日動火災保険株式会社
- ・資本金の額 101,994百万円（平成26年3月末日現在）
- ・事業の内容 保険業法に基づき、損害保険業を営んでいます。

#### (3) 投資顧問会社

- ・名称                   アムンディ
- ・資本金の額           596,262,615ユーロ（平成26年3月末日現在）
- ・事業の内容             フランス籍の会社であり、内外の有価証券にかかる投資顧問業務及びその業務に付帯する一切の業務を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

<再信託受託会社の概要>

- ・名称                   : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額           : 10,000百万円（平成26年3月末日現在）
- ・事業の内容             : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的         : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

### (2) 販売会社

販売会社として募集の取扱及び販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金及び収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

### (3) 投資顧問会社

当ファンドに関して、委託会社より運用の指図に関する権限を委託され、信託財産の運用を行います。

## 3【資本関係】

### (1) 受託会社

該当事項はありません。

### (2) 販売会社

該当事項はありません。

### (3) 投資顧問会社

アムンディは、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を通して実質的に委託会社の株式を100%保有しています。

## 第3【参考情報】

当該計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は、後記の通り提出されています。

書類名	提出年月日
有価証券報告書	平成26年2月12日

独立監査人の監査報告書

平成26年6月10日

アムンディ・ジャパン株式会社  
取締役会御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年7月9日

アムンディ・ジャパン株式会社  
取締役会御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上日動 償還時元本確保型ファンド 2009-10の平成25年11月16日から平成26年5月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上日動 償還時元本確保型ファンド 2009-10の平成26年5月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。